

労働にいがた

WORKING NIIGATA

2020

7

Vol.385



新潟県

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 TEL 025-285-5511 (代表) しごと定住促進課/職業能力開発課/労働委員会事務局
本紙やバックナンバーを新潟県ホームページでも公開しています。 <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shigototeijyu/1225742470152.html>

Contents

お知らせ	U・Iターン交通費等補助について	1	募集その他	雇用保険手続の電子申請の利用促進	6
	短時間就労等を希望する女性・シニアの活用を考えませんか?	2		就職氷河期世代専門窓口のご案内	7
	シルバー派遣等の取扱い範囲の拡大しました	2		STOP熱中症クールワークキャンペーン	7
	UIターン人材確保助成金	3		イクメン応援プラス認定取得企業募集中	8
	Uターン促進奨学金返還支援事業	4		雇用計画の作成、実施をサポートします	9
	総合的ハラスメント対策	4		仕事と障害者とのマッチング支援	9
	学生アルバイトの労働条件を確かめよう!	4		テクノスクール入校案内	10
	高卒求人の新規申込みについて	5		労働相談Q&A	12
	外国人労働者の相談・支援コーナーのご案内	5		個別労働関係紛争あっせん制度の紹介	12
	公正な採用選考のお願い	6		経済指標	12

お知らせ

県外学生が、県内で就職活動等を行う際の移動にかかる交通費や宿泊費を補助します

県外に在住する学生の方が、新潟県内で就職活動やインターンシップを行う際に、住所地と県内の移動にかかる交通費や宿泊費に対して、補助を行います。

○ 誰が補助金をもらえるの?

新潟県外の大学等(大学(院)、短期大学、専門学校等)に在学している学生

○ どんな場合に補助金をもらえるの?

以下のいずれかに該当する活動のために来県する場合

- ①就職活動で、新潟県内の企業が県内で開催する企業説明会に参加する。
- ②就職活動で、県内で開催される合同企業説明会に参加する。
- ③就職活動で、新潟県内の企業が県内で行う、採用試験または面接を受ける。
- ④新潟県内の企業が県内で実施するインターンシップに参加する。

○ もらえる補助金はどれくらい?

県外住所地と、県内企業等を往復するためにかかった公共交通機関の交通費及び宿泊費の $\frac{1}{2}$ を、1万円を上限として補助します。(1人3回申請まで)

ただし、訪問先企業から、交通費や宿泊費の全額支給を受けている場合は補助対象外となります。(一部支給を受けている場合は、残額の補助申請は可能です)

○ 申請期限 令和3年3月31日(水)必着 ※予算額に達した場合、左記期限日より前に受付終了となります。

訪問先企業様へのお願い

就職活動中の学生が補助金交付申請書(訪問証明)を持参した場合、下記証明欄(※)へのサイン記載にご協力ください。また、訪問事実のご確認のため、後日、県から連絡させていただく場合があります。

証明欄(※)	上記のとおり、当社(又は当社が開催する説明会等)において、訪問したことを証明します。
	証明者: 部 署:
	氏 名:
	電話番号:
	学生に対する交通費・宿泊費支給 あり()円・ なし

事業案内ホームページ:
県 HP のトップページから
「U・Iターン 交通費補助」
で検索

しごと定住促進課 雇用対策班 025(280)5259

短時間就業等を希望する女性・シニアを「働き手」として考えてみませんか？

個人の事情やライフスタイルに応じた短時間就業といった働き方ができる機会が広がれば、育児等で仕事を離れていた女性や一度退職した高齢者に、新たな人材として活躍してもらえるチャンスが広がります。

人材確保策の一つとして、また、働き方改革により人手が不足する部分のサポートとして、活用を考えてみませんか？

○活用いただける県事業など

販売関連、介護・生活関連サービス、宿泊・飲食サービス、送迎運転・配達業務、製造業全般など人手不足の分野や職種に幅広く対応しています。(事業により対象範囲が異なります。)

詳しくは、下記の URL をご覧ください。

※コロナウイルスの感染拡大防止のため、セミナー等、一部休止している場合があります。

○女性・高齢者等新規就業促進プロジェクト「にいがたアクティ部」

(国の地方創生交付金を活用し、県が民間事業者に委託して実施)

<https://www.niigata-active.com/>

○生涯現役促進地域連携事業「にいがたシニア活躍応援団」

(シルバー人材センター連合会が主体となり、県と連携しながら、労働局・ハローワークの協力を得て実施)

<https://www.niigata-geneki.jp/>

 しごと定住促進課 雇用対策班 025(280)5270

○シルバー派遣等の取扱い範囲拡大(週20時間・月10日を超える企業ニーズに対応)

県は、平成30年4月に、シルバー人材センターが取り扱う労働者派遣及び有料職業紹介について、県内全域を対象に、就業時間上限等の要件緩和の対象となる業種・職種を指定しています。

働くことを希望する高齢者に経験や能力に応じた仕事が提供され、就業機会が拡大するとともに、幅広い分野で人手不足感が高まる中で、企業の人材確保策としても活用されることを期待しています。

就業時間の取り決め

週30時間未満の業務となります。

対象となる業種・職種

農林業、製造業、小売業、宿泊・飲食サービス業といった人手不足分野や、調理、運搬、清掃、送迎運転、介護サービスといった人手不足の職種に幅広く対応しています。

※シルバー人材センターの利用にあたっては「適正就業ガイドライン」の遵守をお願いします。

詳しくはお問い合わせください。

 シルバー人材センター連合会 025(281)5553 しごと定住促進課 雇用対策班 025(280)5270(県の指定について)

「UIJターン人材」確保のための費用を補助します！

都市部の大企業等から県内の中堅・中小企業等への転職を支援し、県内企業のUIJターン人材確保を促進するため、正式雇用に関わる「お試し雇用・就業」及び「試用期間を設けた正規雇用」の実施に要する費用の補助を行います。

○「UIJターン人材」とは

企業等での事業企画・運営などの実績（概ね5年以上の実務経験）を有し、かつ受入企業様において事業創出力の強化に繋がるような活躍が期待できる人材です。

○お試し雇用・就業とは

企業様と「UIJターン人材」の双方が、正式な採用又は就業の採否を判断するため、有期雇用または出向等により、企業さまで雇用することです。

○補助対象となる雇用条件

《お試し雇用・就業の場合》

- ・令和3年2月28日までに、「お試し雇用・就業」契約が終了するもので、実施期間は原則3か月以内
- ・年間換算給与額：下限300万円

《試用期間を設けた正規雇用の場合》

- ・令和3年2月28日までに試用期間が終了する正規雇用
- ・年間換算給与額：下限300万円

※就労開始日から最初の2か月までに要する費用が対象となります。

○対象費用

○「UIJターン人材」の雇用に係る給与や引越費用等、社会保険料及び有料職業紹介事業者へ支払った人材紹介手数料です。

○企業さまが負担した金額の1/2を補助します。補助の上限は100万円です。

○詳細は県HPをご覧ください。

県HPのトップページから

UIJターン人材

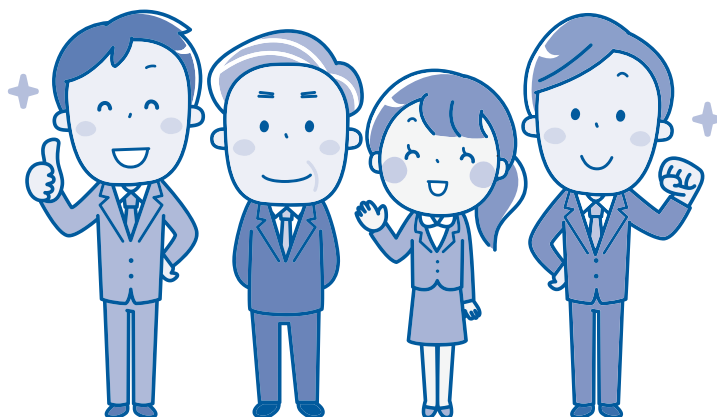
検索

募集期間

令和3年1月29日(金)又は予算終了まで随時受付

※原則として事業開始(雇用開始)の20日前までに、しごと定住促進課 雇用対策班へ申請書類を提出

☎ しごと定住促進課 雇用対策班 025(280)5259



お知らせ

Uターン転職した方の奨学金等の返還を支援します

県内にUターンし、就業した方の奨学金等の返還を支援します。
要件に該当するUターン転職者の方に事業の周知の協力をお願いします。

- 対象者** 新潟県内にUターンした30歳未満の方で、大学等卒業後、県外で一定の就業期間があり、転入後6か月以内に県内で就業した方
- 支援内容** 県内に転入し、就業した年度の翌年度から、奨学金等の返還額を最長6年間助成(年間20万円上限)します。
※支援総額は、Uターン転職時の奨学金等の返還残額(元本分)の2分の1が上限
- 申し込み** 県内転入後6か月以内(申請は随時受付中)

◎申請方法など詳しくは、県HPのトップページから [奨学金返還支援事業](#) [検索](#)

 しごと定住促進課 U・Iターン就業促進班 025(280)5635

お知らせ

パワーハラスメント対策が事業主の義務となります!

【施行時期:令和2年6月1日(大企業)】

※中小企業は、令和4年3月31日までの間は努力義務となります。

1. 職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります(適切な措置を講じていない場合には是正指導の対象となります)。
2. パワーハラスメントに関する紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになります。

職場におけるパワーハラスメントとは、以下の**3つの要素**を**すべて**満たすものです

- ① 優越的な関係を背景とした
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
- ③ 就業環境を害すること(身体的若しくは精神的な苦痛を与えること)

※適正な範囲の業務指示や指導についてはパワハラに当たりません

 新潟労働局 雇用環境・均等室 025(288)3511

お知らせ

「アルバイトの労働条件を確かめよう!」キャンペーン中です

新潟労働局では、令和2年4月1日から7月31日までの間、「アルバイトの労働条件を確かめよう!」キャンペーンを実施しています。学生アルバイトを採用している事業主の皆さまは、以下の事項を実施しているかを確認する等、**学生アルバイトの適正な労働条件の確保**をお願いします。

【重点事項】

- ・アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です。
- ・学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトを適切に設定しましょう。
- ・アルバイトも労働時間を適正に把握する必要があります。
- ・アルバイトに、商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。
- ・アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。



詳しくはこちら→



 新潟労働局 雇用環境・均等室 025(288)3501

6月1日から高卒者用求人受付が開始されました

～若い力を伸ばして企業力UP！～

令和3年3月高等学校卒業予定者の求人申込みの受付は6月1日から開始され、7月1日より公開しております。
高校生は一次応募企業の選定にあたり、主に6月末までの「求人情報(第一報)」により情報収集し、7月中に企業研究、その後、職場見学した後8月中に応募先を決定します。(※)

昨年10月末の高校生就職内定率は87.7%となっており、ほとんどの高校生がこの時期に就職先を決定していますので、可能な限り早期に求人票をハローワークに提出することが人材確保のポイントです！

大きな可能性を秘めた高校生が、来春の就職に向けて県内企業からの求人を待っています。

企業力UPに向け、のびのび育つ若い力の採用をぜひご検討ください。

※下線部は、令和元年度の就職活動スケジュールです。

詳しくは、お近くのハローワークまたは新卒応援ハローワークへ

☎ 新潟労働局 職業安定課 025(288)3507

外国人労働者相談コーナーのご案内

昨今、我が国への外国人の受入れや外国人人材の活用に伴い、新潟県においても外国人労働者の労働条件に関する相談が増加することが見込まれます。

そこで、厚生労働省では、下記の労働相談窓口を開設しています。

○新潟労働局における外国人労働相談コーナー

新潟労働局の外国人労働相談コーナーでは、下記の日時でベトナム語による労働条件に関する相談対応を行っています。

電話のみならず、対面での相談にも応じておりますのでぜひご予約の上、ご利用ください。

開設日 毎週金曜日
開設時間 9:00～16:30(12:00～13:00を除く)
電話番号 025(288)3503

○外国人労働者向け相談ダイヤル、労働条件相談ほっとライン

ベトナム語以外や上記日時以外においては、厚生労働省が開設している「外国人労働者向け相談ダイヤル」「労働条件相談ほっとライン」にて、英語や中国語など13の言語で外国人労働者の相談に対応していますので、ぜひご活用ください。

対応可能な言語や開設時間などについては、右のQRコードを読み取りホームページを参照ください。



外国人労働者相談コーナーのご案内

Giới thiệu về góc tư vấn dành cho lao động người nước ngoài.

新潟労働局の外国人労働相談コーナーでは、ベトナム語で労働条件に関する相談に込められた説明や相談対応等を行っています。例えば、次のような場合など相談コーナーをご利用下さい。
Góc tư vấn dành cho lao động người nước ngoài là nơi tiếp nhận tư vấn, giải thích, giải quyết các vấn đề, thắc mắc về các điều luật liên quan đến điều kiện lao động.
Ví dụ: nếu bạn gặp phải trường hợp như sau, hãy liên hệ với góc tư vấn dành cho lao động người nước ngoài của chúng tôi:

雇われるときに説明された労働条件と実際の労働条件が違う。
給料が支払われない。残業代が支払われない。
Những điều khoản đã nói khi tuyển dụng trên thực tế thì không được thực hiện đầy đủ. Bạn không được trả lương. Bạn không được trả tiền làm thêm giờ.

フォークリフトの運転資格を持っていないのに、運転させられている。
Dù không có giấy phép điều khiển máy nâng hàng nhưng vẫn bị bắt vận hành máy.

【相談コーナーの所在地】
新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2号館3階
新潟労働局労働基準部監務課
Địa chỉ liên hệ: Tổ Giám Sát, phòng Tiêu Chuẩn Lao Động, số Lao Động tỉnh Niigata, Tầng 3, toà 2, Misaki-Godo-chosha Lô 1-2-1, Misaki-cho, khu Chu-ou, thành phố Niigata

対応言語	● 開設日 毎週金曜日(祝日・年末年始を除く)
ベトナム語	● 開設時間 9:00～16:30(12:00～13:00を除く)
	● T E L 025-288-3503
Tư vấn bằng tiếng Việt	● Thời gian tiếp nhận tư vấn: Thứ 6 hàng tuần (Ngoại trừ các ngày nghỉ lễ) ● 9:00～16:30 (Trừ thời gian nghỉ trưa từ 12:00～13:00) ● Điện thoại: 025-288-3503

「外国人労働者向け相談ダイヤル(有料)」「労働条件相談ほっとライン(無料)」ではベトナム語以外の外国語でご相談ができます(真面目ご参照)。

☎ 新潟労働局 監督課 025(288)3503

お知らせ

公正な採用選考を実施していますか？

新規学校卒業予定者や一般求職者の採用選考に当たっては、「本人に責任のない事項（本籍地や家族の職業など）」や「本来自由であるべき事項（宗教や支持政党など）」を基準とするのではなく、職務上必要な適性と能力のみを基準として採否を決定する必要があります。

雇用主の皆さまにおかれましては、趣旨をご理解いただき、公正な採用選考の実施にご協力くださいますようお願いいたします。

 **新潟労働局 職業安定課 025(288)3507**

 **しごと定住促進課 労政企画係 025(280)5260**

お知らせ

雇用保険関係の手続きは「電子申請」をご利用ください

〈令和2年4月から特定の法人について電子申請が義務化されました〉

令和2年4月から、特定の法人の事業所（資本金1億円を超える法人等）が社会保険・労働保険に関する一部の手続きを行う場合には、必ず電子申請で行っていただくことになりました。

24時間いつでも申請できる電子申請を、ぜひご利用ください。

○ 電子申請のメリット

- ・ 24時間、365日いつでも申請可能！窓口や待合席でお待ちいただく必要もありません。
- ・ 個人情報の持ち運びが不要！移動中に個人情報を紛失・漏えいする危険性はありません。
- ・ 時間とコストをかけずに申請できます！ハローワークに来所いただく手間や、書類を郵送する費用がかかりません。

《導入された事業主のみなさまの声》

「デスクにしながら申請ができるため時間を選ばず、好きな時に申請ができるので、他の業務の予定がたてやすくなりました。」

「当社はマイナンバーの管理が厳しく、社外に持ち出すためには上司の決裁が必要でしたが、これが解消されました。」

「雇用保険関係書類が電子データになり、社内での保存・管理がしやすくなりました。」

○ 電子申請を利用するには

電子申請は、総務省が運営する行政サービスの総合窓口「e-Gov（イーガブ）」から行います。また、電子申請を始めるには「電子証明書」の取得と「使用されるパソコンの環境設定および周辺設備（スキャナ・カードリーダー等）」が必要です。

なお、令和2年4月からは、一部の手続きについては無料で取得可能な「GビズID」を活用したID・パスワード方式で、電子証明書がなくても電子申請が可能になりました。

詳しくは、e-Gov ホームページ (<https://www.e-gov.go.jp/>) および G ビズ ID ホームページ (<https://gbiz-id.go.jp>) にてご確認ください。

◎ 雇用保険電子申請手続き導入についてのご相談は各ハローワーク、下記センターまで

 **新潟労働局 職業安定課 雇用保険電子申請事務センター 025(280)0306**

就職氷河期世代支援コーナー（就職氷河期世代専門窓口）のご案内

令和2年4月1日、ハローワーク新潟ときめきしごと館内に「就職氷河期世代支援コーナー」が新設されました！

このコーナーは、就職氷河期世代の方（概ね35歳以上55歳未満）のうち、非正規雇用の就業経験が多い方や、就業後の就労期間が短い方、または就労経験がない方などを対象に、正社員等の安定した就職への支援をする窓口です。

専門スタッフによる担当者制の個別支援を中心に、キャリアコンサルティングや各種セミナーの開催など、一人お一人の状況に応じた支援を行います。

当コーナーを利用希望の方は、お気軽にご相談・お問い合わせください。

☎ ハローワーク新潟 ときめきしごと館 025(240)4510



職場における熱中症予防対策 （STOP!熱中症クールワークキャンペーン）

例年、夏季には、熱中症による労働災害が多数発生しており、昨年1年間の職場における熱中症の発生状況（速報値）を見ると、死亡を含む休業4日以上之死傷者数790人、うち死亡者数は26人となっています。新潟県内においても昨年1年間で28人の熱中症災害が発生し、うち死亡者数は2名となっています。

厚生労働省では、平成29年から労働災害防止団体等と連携して、職場での熱中症予防対策に重点的に取り組む「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を展開しており、今年度も同キャンペーンを実施しています。

キャンペーンでは令和2年4月を準備期間として5月から9月までの期間展開し、職場での熱中症予防の重点的な取組を進めるもので、また平成30年度を初年度とする「第13次労働災害防止計画」にも、熱中症予防対策に取り組むことが重点事項のひとつとして明記されています。

熱中症による労働災害の発生を防止するため、事業場の皆さまにおかれましては、同キャンペーンに基づく以下の熱中症予防対策について重点的に取組を進めていただきますようお願いいたします。

STOP!熱中症 クールワークキャンペーンに基づく取組事項

- 1 暑さ指数（WBGT 値）を把握しましょう。
- 2 測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。
暑さ指数を下げるための設備の設置 / 休憩場所の整備 / 涼しい服装など / 作業時間の短縮 / 熱への順化 / 水分・塩分の摂取 / 健康診断結果に基づく措置 / 日常の健康管理等 / 労働者の健康状態の確認
- 3 熱中症予防管理者を選任し、熱中症予防管理者は暑さ指数を確認し、巡視等により、暑さ指数低減対策の実施状況、各労働者の体調、塩分や水分の摂取状況、作業の中止や中断の必要性等を確認しましょう。

リーフレット <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000613019.pdf>

☎ 新潟労働局 健康安全課 025(288)3505

「イクメン応援プラス認定」を取得して、 男性の育児休業取得促進助成金を活用しませんか？

新潟県では、男性労働者が育児に参加しやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を、ハッピー・パートナー企業登録制度における上乗せ認定・「イクメン応援プラス」として認定し、その取組を支援しています。

男性社員が仕事も育児もがんばれる職場は、つまり、誰にとっても働きやすい職場です。「イクメン応援」の取組をきっかけに、職場の「当たり前」を見直し、それを社内外にアピールすることで、人材の確保・定着や生産性の向上につなげましょう。

「イクメン応援プラス認定企業」の上乗せメリットの一つとして、男性労働者に所定の育児休業を取得した場合に事業主、休業取得者に各5万円を支給する助成金もご用意しています！

Q1 「イクメン応援プラス認定」を取得するとどんなメリットがあるの？

A1 「イクメン応援プラス認定」の上乗せメリットはこちら！

- シンボルマークを企業PRツールとして使用できます！
- 男性従業員に所定の育児休業を取得させた場合、助成金（事業主・取得従業員に各5万円支給）が受けられます！
- 追加要件なしで、もう一つの上乗せ認定・「子育て応援プラス」を取得でき、受けられるメリットが広がります！（従業員向け金融商品優遇、「子育て有給休暇制度創設奨励金」など）
- イクメン応援に関する情報を随時提供します！

Q2 プラス認定企業は実際にどんな取組をしているの？

A2 県のホームページから認定企業の取組内容や経営トップのメッセージをご覧ください。

>>> <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shigototeijyu/1356851018832.html>

Q3 そもそもウチの男性社員は育児参加したいと思っているのかな…？

A3 もちろん、育児をどう分担するかはその家族の問題です。でも、あなたの会社は「育児にもっと関わりたい！」と思った社員がそれを実行できる環境でしょうか？ こんなデータも参考にしてください。



新潟県の男性の育児休業取得率：5.2% 出典：R1 新潟県賃金労働時間等実態調査（新潟県）

「育休はとらなかったけど実は取りたかった」という男性：約3割

育休を取得しない理由：1位 業務が繁忙(38.5%)、2位 取得しづらい雰囲気(33.7%)

3位 仕事の属人化(22.1%)、4位 収入の減(16.0%)

出典：H29 仕事と育児の両立支援に関する実態把握のための調査研究事業報告書（厚生労働省）

◎制度内容、応募・申請書類の様式など詳しくは、[イクメン応援 新潟県](#) [検索](#) または下記お問い合わせ先まで



しごと定住促進課 労政企画係 025(280)5260

障害者雇用に取り組む企業を応援しています！

県では、民間企業における障害者雇用を促進し、障害者の就労の場の拡大を図るため、事業主に対して支援を行っています。

企業の状況に応じた雇用計画の作成、実施をサポート〈コーディネーター派遣〉

障害者雇用に取り組む企業に対して、各社の状況に応じた雇用計画（支援機関への相談、雇用の準備、採用活動、職場定着に向けた取組等雇用に関する一連の計画）の作成及び実施に関するコンサルティングを行うコーディネーターを派遣します。

○ 支援の流れ

● 事前ヒアリング

課題を明らかにし、各社の状況に応じた支援計画を作成します

● 雇用準備段階における支援

各社の取組に応じて、支援機関・助成制度の紹介や課題の解決に向けたサポートを行います

● 雇用後のフォロー支援

雇用後も必要に応じて、職場定着に向けたフォロー支援を行います

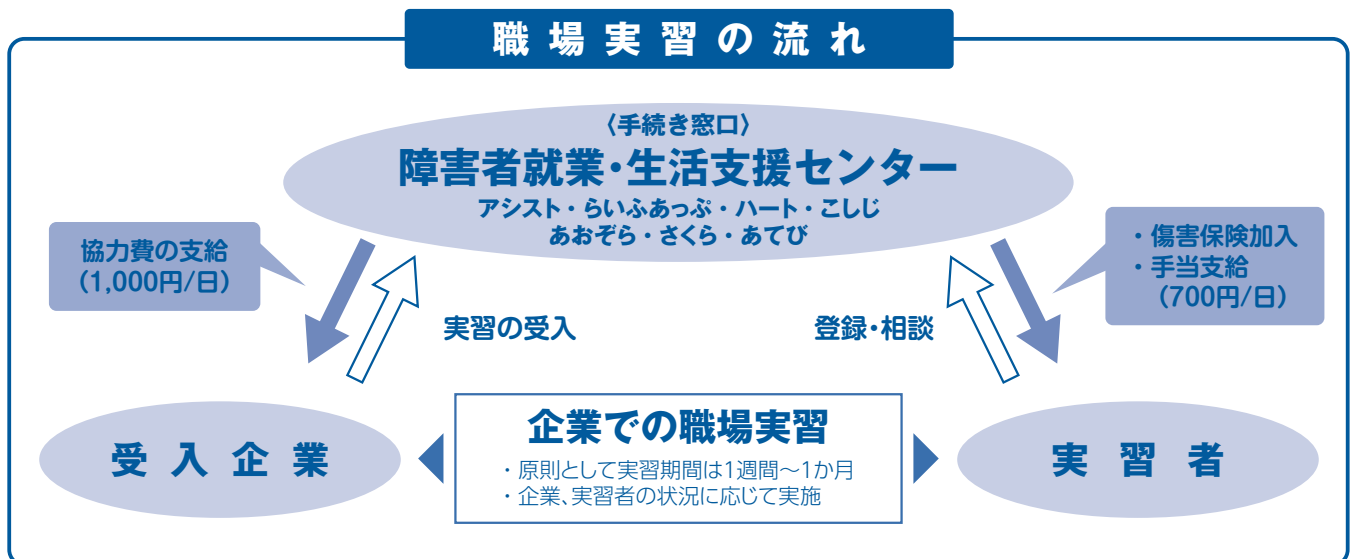
Point

県から派遣されたコーディネーターが、企業の状況についてヒアリングを行い、課題の原因を探り、課題解決に必要な情報提供と手法を具体的に提案するとともに、取組の実施を支援します。

仕事と障害者とのマッチング支援 〈障害者職場実習受入促進事業〉

県内の障害者就業・生活支援センターにおいて、障害の特性にあった仕事の見極めに有効な職場実習（短期的な就業体験）を行っています。県では職場実習を受け入れる事業主に対し、協力費を支給しています。

職場実習の流れ



Point

雇用前に働く様子を見ることで、適した仕事や課題など、雇用の見通しや必要な配慮が判断できます

雇用の準備に要する経費の助成 〈障害者雇用促進プロジェクト助成金〉

新潟県内に本社のある事業主が、雇用の準備のため障害者の特性や能力に応じた業務の創造や職業訓練等を実施する場合に助成金を支給します。

対 象 者	対象経費	助成金 (助成率10/10)
障害者を新たに1人以上雇用する 県内中小企業等の事業主	設備整備費、 従業員研修費等	上限40万円
ジョブコーチの養成に取り組む 県内中小企業等の事業主	受講料、旅費 ※受講料は1/2の額まで	上限10万円

Point

障害者の担当する業務に必要な機材の購入や、社内における理解促進のための研修実施などに活用できます

こちらも CHECK

企業の取組事例を紹介する動画を配信しています

精神・発達障害のある方を雇用している企業の取組等を紹介する動画を、県ホームページでご覧いただけます。自社の取組の参考としてください。

◎詳細は県HP [新潟県 障害者雇用](#) [検索](#) または以下お問い合わせ先まで

URL <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shigototeijyu/1332363743620.html>

 しごと定住促進課 雇用対策班 025(280)5270

募 集

新潟県立テクノスクールからのお知らせ

1 令和3年度受講生募集

県立テクノスクールでは、中学校、高等学校を卒業してこれから就職しようとする方や、転職して新しい職業に就こうとする方のために職業訓練を行い、資格の取得や専門的・実践的なスキルの習得をバックアップしています。

○入校選考スケジュール

	一般選考①
出 願	令和2年10月9日(金)～10月30日(金)
選考試験	令和2年11月6日(金)
合格発表	令和2年11月13日(金)

左記以降、選考試験を3回実施します。

- ・一般選考②12月4日(金)
- ・一般選考③1月15日(金)
- ・一般選考④2月12日(金)

※定員に達した科は、その後の選考は実施しません。

○ 募集する訓練科

校 名	訓 練 科 名
新潟校	精密機械加工科、電気システム科、自動車整備科
上越校	自動車整備科、メカトロニクス科、ビジネススタッフ科、木造建築科
三条校	メカトロニクス科、工業デザイン科、生産システム科
魚沼校	木造建築科、電気施設科、エクステリア左官科



※入校に関する個別の説明会を、随時開催しています。
詳しくは、ホームページを御覧いただくか、各テクノスクールへお気軽にお問合せください。

2 障害者向け職業訓練を行い、採用を検討いただける企業を募集しています

県立テクノスクールでは、障害のある求職者に対して事業所現場で職業訓練を行い、訓練修了後に採用をご検討いただける事業所を募集しています。

事業所の皆様は、障害のある方に対して現場での実践的な職業訓練を行うことで、適性把握や雇用に必要な職場環境を整えることが可能です。

お気軽にテクノスクールにご相談ください。

○実施人数：1名から

○訓練期間：3か月以内（標準 100 時間／月）

○委 託 額：月額 60,000 円（税別）／人 ※中小企業は月額 90,000 円（税別）／人
（訓練を行う事業所に対して県が支払う額です）



○ 障害者向け職業訓練の修了生の採用をお願いします

県立テクノスクールでは、上記以外にも、就労を目指す障害のある方向けの職業訓練を以下のとおり実施しています。就労に必要な知識・技能を習得した修了生の採用をお願いします。

【施設内訓練】定員：20 名

主に知的障害者を対象に、社会生活指導を重点に販売物流業務、パソコンを含む事務補助業務、清掃・リネン・洗浄・製造などの職業に必要なスキルを習得して一般就労を目指します。

【委託訓練（集合型）】定員：100 名

座学及び実技による集合訓練、集合訓練と職場実習を組み合わせる訓練、特別支援学校に在籍する生徒向け訓練などを行っています（事務、介護など）。

3 問い合わせ先

新潟テクノスクール	TEL 025-247-7361	FAX 025-247-7363
上越テクノスクール	TEL 025-545-2190	FAX 025-545-2193
三条テクノスクール	TEL 0256-38-8520	FAX 0256-38-8220
魚沼テクノスクール	TEL 025-794-2410	FAX 025-794-2411

訓練コース
紹介動画
公開中



◎HP <http://www.techno.ac.jp>

☎ 職業能力開発課 指導係 025(280)5262

パワーハラスメント防止について

Q パワーハラスメント防止についての法律が施行されたと聞いていますが、具体的にはどんな内容なの
でしょうか。

A 2019年6月に労働施策総合推進法が改正され、2020年6月からパワーハラスメントの防止措置が事業主の義務となりました。(中小事業主は2022年4月から義務化され、それまでは努力義務となっています。)この法律では、企業(事業主)は、職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講ずることが義務付けられ、加えて、適切な措置を講じていない場合には、是正指導の対象となります。

Point.1 職場におけるパワハラの定義とは

法令等では、パワハラを以下の3つを満たすものと定義しています。

- ①優越的な関係を背景とした
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
- ③就業環境を害すること(身体的若しくは精神的な苦痛を与えること)

Point.2 事業主の講ずべき雇用管理上の措置とは

下記の事項が事業主に義務付けられており、これらの義務を果たさず、パワハラが常態化して改善が見られない企業については、企業名が公表されることもあります。

- ①パワハラについて事業主の方針等の明確化及びその周知、啓発
- ②パワハラについて相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ③職場におけるパワハラに係る事後の迅速かつ適切な対応
- ④そのほか、相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置など

～労使間のトラブルでお困りの方へ～ 個別労働関係紛争のあっせん

○ 個別労働関係紛争あっせん制度とは？

労働者個人(正社員、パート社員、派遣社員など雇用形態を問わず)と事業主との間に発生したトラブルについて、自主的な解決が難しい場合に、労働委員会の委員が当事者双方からお話を聞いてトラブルが解決するようお手伝いします。

○ 個別労働関係紛争あっせん制度とは？

Q.1 どのようなトラブルがあっせんの対象になりますか？

A.1 解雇や賃金未払い、パワハラなど様々なトラブルが対象となります。
(採用に関するトラブルは対象になりません。)

Q.2 あっせんはどこで行いますか？

A.2 あっせん会場は、通常は新潟県庁ですが、長岡・上越などで行う場合もあります。

Q.3 費用はかかりますか？

A.3 無料です。弁護士等に依頼する必要もありません。

労働者、事業主のどちらからでも申請可能です。秘密は固く守られます。



◎制度の詳しい説明やご不明な点等については、新潟県労働委員会ホームページ

(<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/roudoui/>)をご覧ください。以下の連絡先までお問い合わせください。

労働委員会事務局 総務課 025(280)5544

経済指標

	現金給与総額(円)		定期給与(円)		総実労働時間(時間)		所定外労働時間(時間)		有効求人倍率(倍) *季節調整値		完全失業率(%)	企業整備離職者 [※] (人) *倒産・廃業、人員整理に伴う離職者数
	全 国	新潟県	全 国	新潟県	全 国	新潟県	全 国	新潟県	全 国	新潟県	全 国	新潟県
令和2年1月	275,260	242,734	261,411	236,508	131.3	133.9	10.0	9.0	1.49	1.53	2.4	197
2月	266,706	241,932	262,318	239,614	135.6	144.8	10.3	9.9	1.45	1.49	2.4	113
3月	281,632	244,889	263,176	239,841	137.0	143.3	10.2	9.5	1.39	1.39	2.5	617
前年同月比	0.1%	4.0%	0.0%	4.4%	▲1.3%	1.4%	▲6.4%	▲5.0%	▲0.24ポイント	▲0.26ポイント	0ポイント	11.4%
資料出所	厚生労働省「毎月勤労統計調査(確報)」(規模5人以上) 県統計課「毎月勤労統計調査(地方調査)」(規模5人以上)								厚生労働省 職業安定部	総務省統計局	新潟県労働局 職業安定部	